

前橋市建設工事等電子入札運用基準

1 趣旨

前橋市がぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の関係法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ前橋市が指定及び公表する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の調達案件（以下「電子入札案件」という。）に適用する。

3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会」のことをいう。

協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC（公共事業等支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 利用者

本システムを利用する個人又は法人をいう。

(3) ぐんま電子入札共同システム

前橋市が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。

本システムは次のサブシステムから構成される。

ア 電子入札システム

入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム

イ 入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

ウ 入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(4) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入開札及び見積合わせに関わる業務をいう。

(5) 紙入札

本システムを使用しない従来の紙による入開札及び見積合わせに関わる事務を

いう。

(6) ICカード

電子署名法及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。

(7) ID／パスワード

本システムにおいて、利用者を特定するために協議会が発行するID／パスワードをいう。

ア 前橋市の職員に対する本システムの利用の権限に応じたID／パスワード

イ 入札参加資格者名簿に登録された業者に対する入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用のID／パスワード及び入札に参加するための入札用のID／パスワード

(8) 発注担当者

前橋市において、発注に係る業務を担当する者をいう。

(9) 受注者

本システムを用いて入札を行う者及び入札参加資格申請を行う者をいう。

4 電子入札による調達案件の取扱い

発注担当者は、電子入札案件については、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の紙入札による参加を認めないものとする。ただし、発注担当者は、4－1に示す場合で、入札参加者が紙入札による参加を希望するときは、紙入札での参加を認めるものとし、紙入札参加申出書（様式1号）を入札書受付締切日時までに提出させなければならない。

また、発注担当者は、4－2に示す場合は入札参加者に対し紙入札による参加に変更できるものとし、変更した場合は紙入札移行通知書（様式第2号）により、その旨を通知しなければならない。

なお、いずれの場合も入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みであっても、当該入札は開札しないものとする。

4－1 紙入札での参加を認める基準

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- (2) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電又は通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他入札参加者等の責によらない事由により本システムの利用ができない場合
- (3) その他、契約担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

4－2 電子入札から紙入札への変更

12－2に示す場合

5 調達案件の設定等

5-1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が、本システムに電子入札案件を登録する場合は、次に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うものとする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日から起算して4日前の正午を基準とする。
- (2) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条第3項に定める期間については、入札の公告又は指名の通知を行った日の翌日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の2日前を基準とする。
- (5) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

5-2 入札説明書等の電子ファイルの形式

発注担当者が、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、PDF（ACROBAT 7以降のバージョン）により作成するものとする。申請書等の入札参加者等が、提出のために編集を要するものについては、次の電子ファイルの形式により作成するものとする。

なお、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP 形式又は LHA 形式を使用するものとするが、自己解凍方式は使用しない。

- (1) Microsoft Word : Word2016 以降のバージョン
- (2) Microsoft Excel : Excel2016 以降のバージョン
- (3) テキストファイル : 拡張子 TXT 又は CSV（カンマ区切り）

5-3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

告示日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は登録情報の訂正し、速やかに当該案件の入札参加者等に対して確実な連絡方法（電話又はFAX等による連絡をいう。以下同じ。）により連絡を行うものとする。ただし、発注担当者が登録情報を訂正して対応することが困難又は適当でないと判断した場合は、当該案件の入札を中止することとし、入札参加者等に対して確実な連絡方法により連絡を行うものとする。

6 参加資格確認申請、内訳書等

発注担当者は、電子入札発注案件において一般競争入札方式により発注した場合は、参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対して、原則として本システムによる参加資格確認申請等を求めるものとする。案件により内訳書等の提出を要する場合についても、同様とする。

6-1 関係書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、入札参加希望者又は入札参加者（以下「入札参加者等」という。）に対し、本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として PDF（ACROBAT 7以降のバージョン）による作成を求めるものとするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めるものとする。

なお、電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP 形式又は LHA 形式を指定するものとするが、自己解凍方式は認めない。

- (1) Microsoft Word : Word2016 以降で、発注担当者が認めたバージョン
- (2) Microsoft Excel : Excel2016 以降で、発注担当者が認めたバージョン
- (3) 画像ファイル : JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式

6-2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく、前橋市電子申請システム（logo フォーム）又は持参による提出を求めるものとする。

- (1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でないと認められる場合

6-3 ウィルス感染ファイルの取り扱い等

発注担当者は、本システムにより提出された添付書類を直接閲覧等の操作をせずに、端末機に保存の後にウィルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。

添付書類がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該添付書類を提出した入札参加者等と添付書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、当該入札参加者等に対し、ウィルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導するものとする。

6-4 内訳書の事前確認

発注担当者は、本システムにより提出された内訳書を入札書受付締切日時後に事前に確認することができるものとする。

事前に確認した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

7 入札公告・入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

7-1 質問

発注担当者は、入札参加者等からの発注案件に関する質問は、本システムにより受

け付けするものとする。

7-2 回答

発注担当者は、入札参加者等からの質問に対する回答は本システムにより行うものとする。発注担当者は、質問の内容に入札参加者等が特定できる内容その他不適切な内容が含まれていると判断した場合には、その質問に対して回答しない等の措置を行うことができるものとする。

8 入札書等

8-1 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに本システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、システム障害等のやむを得ない事由により、本システムにより辞退届を提出することができない場合は、入札書受付締切日時までに発注担当者へ別に定める入札辞退届を提出することにより、辞退できるものとする。

8-2 紙入札による場合

紙入札による参加を認められた入札参加者等は、入札書を入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に、封筒に封入して提出しなければならない。この場合において、当該封筒の余白には、必ず「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載するものとする。（10-3参照）

なお、代理人が入札書を提出するときは、委任状を提出するものとする。

発注担当者は、提出された入札書の内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

8-3 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者等から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 内訳書等の添付を必要とする調達案件の場合で、内訳書等の添付がない場合
- (2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

8-4 入札書の錯誤による無効

提出した入札書の錯誤により、入札参加者から入札書受付締切日時までに入札錯誤弁明書が提出されたときは、発注担当者は当該入札書が無効とすることができる。

9 開札

9-1 開札方法

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うものとする。

る。

なお、紙により提出された入札書は、開札予定日時以降に立会人のもとで発注担当者が入札金額を本システムに入力した後、速やかに開札を行うものとする。

9-2 立ち会い

- (1) 発注担当者は、入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなければならない。
- (2) 開札に立ち会う者は、入札執行者の指示があるまで入札会場を退場することができない。
- (3) 発注担当者は、開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

9-3 くじの実施について

発注担当者は、落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者等が入力した任意の数値等を用いた本システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。この場合において、くじを実施する旨を当該調達案件のくじ対象者に通知するものとする。

紙入札による場合は、紙入札者が決めた任意の数値を本システムに入力することにより、くじを実施するものとする。

9-4 再度入札

発注担当者は、再度入札を行う場合は再度入札対象者に再度入札通知書を発行するものとする。再入札書提出締切日時及び開札の日は、原則として再入札通知書の発行日の翌開庁日に入札書提出を締め切り、開札する。ただし、これにより難しい場合は、案件ごとに再入札書提出締切日時及び開札の日時を設定できるものとする。

10 入札参加者等のＩＣカード及びパスワード

10-1 電子入札に使用できるＩＣカード

前橋市の電子入札に参加できる者は、前橋市の入札参加資格を有する者のうち、本システムにＩＣカードの利用者登録が完了している者とする。

10-2 ＩＣカードの名義

ＩＣカードの名義は次のいずれかであること。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から入札、見積及び契約に関する委任を受けている者

10-3 ICカードが失効した場合の取り扱い

本システムに利用者登録したICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合又はICカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該企業において登録している他の有効なICカードがある場合は、当該ICカードを用いて電子入札に参加することができるものとする。

10-4 特定建設工事共同企業体におけるICカードについて

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）用に利用者登録可能なICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者のICカードとする。

10-5 権限のない者のICカードが使用された場合の取り扱い

入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

10-6 パスワードの管理について

入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、6ヶ月に1度更新するように指導するものとする。

11 不正行為等

入札参加者等がICカード若しくはID／パスワードの不正利用又は虚偽の入札参加資格申請若しくは入札書の提出等不正な行為により入札を行った場合その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

12 システム障害等について

12-1 発注担当者側のシステム障害

本システムのサーバ、ネットワーク若しくは関係機器・施設等又は前橋市のネットワーク若しくは関係機器・施設等の障害により入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を講じるものとする。

この場合において、必要な事項は、本システムで連絡するか又は本システム以外の確実な連絡方法により、入札参加者等に連絡するものとする。

12-2 入札参加者側のシステム障害

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み

等を調査検討して、必要に応じ、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。この場合において、電話、FAX等の本システム以外の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

この運用基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。

様式1号

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申し出者
所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

紙入札参加申出書

下記案件については電子入札対象案件となっていますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

1 案件番号及び案件名称

2 電子入札システムを利用できない理由

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担 当 者 (電話番号)

様式2号

年 月 日

入札参加者 様

前橋市長



紙入札移行通知書

下記案件については電子入札対象案件となっていますが、紙入札に移行する事を通知します。

記

- 1 案件番号及び案件名称
- 2 開札日時
- 3 開札場所
- 4 紙入札に移行する理由